

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(コード番号 2724 大証ヘラクレスG)
問 合 せ 先 経営企画室 室長 本多 隆
電 話 番 号 03-5418-4811

ストックオプション(新株予約権)の割当に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会での決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の発行要領を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、今後の当社業績の一層の向上とそれによる企業価値の増大を図るため、当社業績に対する貢献意欲や士気を一層高め、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役及び監査役、並びに当社取締役会で承認された当社使用人及び社外協力者に対して新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1)募集新株予約権の名称 インスパイアー株式会社第36回新株予約権(以下、「第36回新株予約権」)
インスパイアー株式会社第37回新株予約権(以下、「第37回新株予約権」)

(2)募集新株予約権の対象者 第36回新株予約権 当社取締役及び監査役
第37回新株予約権 当社取締役会が承認した当社使用人及び社外協力者

(3)募集新株予約権の総数 第36回新株予約権 300個(1個に対して株式1株を割り当てる)
第37回新株予約権 300個(1個に対して株式1株を割り当てる)

上記総数は、割当上限数であって、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てた募集新株予約権の総数を以って、発行する募集新株予約権の総数とする。

(4)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式の種類は、当社普通株式として、各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」)は1株とする。

ただし、下記(5)に定める募集新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」)の後に、当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。

また、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(5) 新株予約権の割当日
平成 21 年 6 月 19 日

(6) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(7) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に定める新株予約権 1 個の目的たる株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込価額（以下「行使価額」という）は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行日の前日の終値を下回る場合には、新株予約権発行日の前日の終値とする。

その結果、各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、当初 8,090 円とする。

(8) 行使価額の調整

なお、当初行使価額計算期間又は新株予約権発行日の前日に下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当初の行使価額は下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で当社が判断する。

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行った場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価格で新株発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額又は処分額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で調整するものとする。

(9) 新株予約権の権利行使期間

平成 23 年 6 月 19 日から平成 30 年 6 月 24 日までとする。

（行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる。）

(10) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における、その新株の発行価額中資本に組入れない額行使価額（ただし、上記(8)により調整された場合は調整後の行使価額）に付与株式数を乗じた金額から、資本に組入れる額を減じた金額とする。資本に組入れる額とは、行使価額（調整された場合は調整後の行使価額）に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とし、当初4,045円とする。

(11) 新株予約権の割当てを受ける者、その者に対して割当てする新株予約権の数

募集新株予約権の名称	対象者の職位	人数	新株予約権数
第36回新株予約権	取締役及び監査役	5名	300個
第37回新株予約権	使用人及び社外協力者の内 取締役会で承認された者	22名	300個

(12) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使は認められない。
- ② 対象者は、新株予約権の行使時においても、当社の取締役又は監査役及び当社取締役会の決議に承認された当社の使用人又は社外協力者の地位（以下「権利行使資格」という。）にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合には以下の取扱いとする。
 - (i) 対象者が新株予約権の行使期間の開始前の1年間に権利行使資格を喪失した場合、新株予約権の行使期間開始後6ヶ月経過する日までの期間に限り、対象者（又は対象者死亡の場合は対象者の相続人）は、未行使の新株予約権を行使することができる。
 - (ii) また、対象者が新株予約権の行使期間の開始後に権利行使資格を喪失した場合、権利行使資格喪失後1年経過する日までの期間に限り、対象者（又は対象者死亡の場合は対象者の相続人）は、権利行使資格喪失時に未行使の新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分及び相続は認めない。
- ④ 株価が行使価額以上になったときに限り権利行使をすることができる。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるところによる。

(13) 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、対象者が上記12.の②又は⑤に基づいて権利行使できなくなった場合、又は当社と対象者との間の新株予約権の割当に関する契約の重大な違反があった場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- ③ 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該対象者に発行された新株予約権を無償で消却することができる。

(14) 新株予約権の喪失事由

対象者は、以下の事由の何れかが生じた場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

- ① 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ② 当社の内規により解任、資格喪失の制裁を受けた場合
- ③ 本契約の規定の何れかの違反、その他当社との間の信頼関係を著しく損なう行為があったと当社が認めた場合
- ④ 対象者が当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

(15) 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(16) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割する株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新規分割

新規分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(17) 新株予約権証券の発行

対象者は、新株予約権証券の発行請求をしないものとし、当社も新株予約権証券の発行はしない。

(18) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における、その新株の発行価額中資本に

組入れない額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①の定めに従って増加する資本金の額を減じた額とする。

(19) 細目事項

新株予約権に関するその他細目事項は、取締役会決議により決定する。

以上